

アイシールドを手作りで代用 続くマスクの使用制限 都はCOVID-19に奮闘する職員を守れ! 防疫手当の抜本改善を



バンクシーの新作。今は持ち上げられている医療従事者も、そのうち以前のヒーローのようにゴミ箱へ?

5月12日は看護の日。ナイチンゲールは「看護は犠牲的行為であってはならず人生の喜びの一つであるべき」と述べ看護師の労働環境改善に力を尽くしました。現在、私たちの労働環境は。支部に届いた現場の声です。

「PPEを装着して患者の元へ。1時間もすると防護服やN95の中は全身じっとりと汗。水分を補給したいが防護服の使用を減らすために業務がひとと段落しないとPPEは脱げない。点滴終了までのあと10分が辛い。物不足はさらに悪化。3日前からアイガードが無くなり代用品を手作りにしている。患者さんに笑顔向けると。鼻筋が痛いほどきつく留めたはずのN95の

両頬から息漏れてる?…。笑顔の後に不安が募る。感染するかも。」



新型コロナウイルス感染症に関わる休暇について

- 職員や同居の親族に発熱等の症状があり、勤務しないことがやむを得ないと認められた時
- 職員や同居の親族が新型コロナウイルス感染症に罹患し、就業制限を受けた場合
- 子どもが新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校等の臨時休校その他の事情により、職員が子どもの世話をを行うため

上記の場合 事故欠勤(有給)が認められます!!
(※公社の場合は事故休暇)

書記局からの お知らせ

前号でもお伝えした、都立病院・公社病院の独法化反対署名ですが、引き続きインターネット上で受付中です。

都立病院は新型コロナウイルス感染症拡大防止に大きく貢献しています。日夜懸命に働く職員のくらしを守るためにも、都立病院は都の直営であるべきです。医療スタッフはヒーローではなく人間です。安心して働き、安心して生きるために。独法化を阻止しましょう。

署名はこちらから→<http://chnng.it/nbH8RcbY>



緊急事態宣言により書記局の運営時間ならびに電話受付時間を下記の通りに短縮いたします。

【電話受付時間】11:00~15:00



発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: <http://www.t-byoinsibu.jp>

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしづ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず!



#看護師のしづ子さんと検索